

行政処分等の公表

当社は、近畿運輸局より以下の行政処分等を受けました。今回の処分を厳粛に受け止め、事業の改善に努めてまいります。

1 処分の内容

- (1) 処分を受けた営業所
大阪高速管理所
- (2) 処分を受けた日
2020 年 12 月 16 日
- (3) 処分の内容
輸送施設の使用停止「10 日車」
道路運送法第 27 条第 3 項
旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項（運転者に対する指導監督義務違反）

2 当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容

運転士に対し、法令を遵守するとともに輸送の安全及び旅客の安全を確保するため、誠実に職務を遂行するよう適切な指導監督に努めます。

1 処分の内容

- (1) 処分を受けた営業所
大阪北営業所
- (2) 処分を受けた日
2019 年 5 月 22 日
- (3) 処分の内容
文書警告
道路運送法第 27 条第 3 項
旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項（運転者に対する指導監督義務違反）

2 当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容

運転士に対し、法令を遵守するとともに輸送の安全及び旅客の安全を確保するため、誠実に職務を遂行するよう適切な指導監督に努めます。

1 処分の内容

- (1) 処分を受けた営業所
大阪高速管理所
- (2) 処分を受けた日
2019 年 1 月 10 日
- (3) 処分の内容
輸送施設の使用停止「20 日車」
道路運送法第 15 条第 1 項（事業計画の変更認可違反）

2 当該処分にに基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容

今回の違反に係る事業計画変更認可申請を行い、認可を受けました。

1 処分の内容

- (1) 処分を受けた営業所
大阪高速管理所
- (2) 処分を受けた日
2018 年 2 月 21 日
- (3) 処分の内容
文書警告
道路運送法第 27 条第 3 項
旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項（運転者に対する指導監督義務違反）

2 当該処分にに基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容

運転士に対し、法令を遵守するとともに輸送の安全及び旅客の安全を確保するため、誠実に職務を遂行するよう適切な指導監督に努めます。